

いなべ市公告第40号

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公告

いなべ市地域公共交通実態調査・分析業務に係る受託者を選定するため、公募型プロポーザルを実施する。

令和7年4月10日

いなべ市長 日 沖 靖

1 業務概要

- (1) 事業名 令和7年度市単独事業
- (2) 業務番号 い交通役第1号
- (3) 業務名 いなべ市地域公共交通実態調査・分析業務
- (4) 履行場所 いなべ市一円
- (5) 業務内容 次に掲げる業務とし、詳細は仕様書のとおりとする。
 - ア 計画準備
 - イ 上位・関連計画と公共交通を取り巻く社会情勢の整理
 - ウ いなべ市の地域概況の整理
 - エ いなべ市の地域公共交通の現状整理
 - オ 公共交通に関する各種ニーズの把握
 - カ いなべ市における地域公共交通の課題整理
 - キ いなべ市地域公共交通の在り方検討
 - ク 業務報告書の作成
 - ケ 打合せ協議
- (6) 履行期間 契約締結の日から令和8年3月19日(木)までとする。

2 参加資格

いなべ市地域公共交通実態調査・分析業務（以下「本業務」という。）のプロポーザルに参加する者は、いなべ市地域公共交通実態調査・分析業務参加申込書（以下「参加申込書」という。）提出期限において、次に掲げる要件を全て満たしていること。

(1) 参加者の要件

- ア 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。
- イ いなべ市入札参加資格者名簿において、業種「計画策定・コンサルティング」業種細目「各種計画策定」に登録されている者であって、その登録先所在地が三重県、岐阜県又は愛知県内にある者であること。
- ウ いなべ市建設工事等入札参加資格停止措置要綱（平成 21 年いなべ市告示第 103 号）第 4 条第 1 項の規定により入札参加資格停止措置を受けている期間中でない者であること。
- エ 手形交換所から取引停止処分を受ける等、経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- オ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- カ いなべ市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成 28 年いなべ市告示第 119 号）別表第 2 に規定する要件に該当する者でないこと。
- キ 令和 2 年度以降に、三重県、岐阜県、愛知県内の地方公共団体又は地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号）第 6 条に示す協議会が発注した地域公共交通計画策定に係る調査検討策定業務(以下「同種業務」という。)の履行実績があること。

(2) 配置技術者の要件

- ア 業務責任者は、技術士（建設部門（都市及び地方計画））の資格保有者であり、令和 2 年度以降に、三重県、岐阜県、愛知県内の地方公共団体又は地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第 6 条に示す協議会が発注した同種業務について、管理技術者又は担当技術者としての実績を有している者を配置できること。
- イ 照査技術者は、技術士（建設部門（都市及び地方計画））の資格保有者を配置できること。

3 プロポーザル参加者の選定基準（一次審査）

プロポーザル参加者は、上記 2 の参加資格を満たす者のうち、令和 2 年度以降における同種業務の履行実績数が多い順に最大 3 者を選定する。ただし、履行実績数が同数である者が複数ある場合は、直近 3 件分の履行実績の合計契約金額の高い順に選定する。

選定の結果は、書面にて通知する。

4 審査及び選定（二次審査）

プロポーザルは、本業務公募型プロポーザル選定委員会（以下「委員会」という。）において、次に掲げる評価項目について審査を行い、評価合計点が最も高い者を候補者として選定するものとする。

(1) 業務実績能力評価

ア 業務実績

イ 実施体制

(2) 企画提案能力評価

ア 実施方針

イ いなべ市の公共交通の現状

ウ 公共交通に関するニーズ把握

エ いなべ市の地域公共交通の課題

オ いなべ市の公共交通の在り方

カ 提案の実現性

キ プレゼンテーション

(3) 見積金額評価

ア 提案価格

5 手続等

(1) 担当部局

〒511-0498 三重県いなべ市北勢町阿下喜 31 番地

いなべ市役所 都市整備部 交通政策課

電話 0594 (86) 7808 ファクシミリ 0594 (86) 7870

(2) 仕様書等の閲覧方法及び閲覧期間

ア 閲覧方法

仕様書等は、いなべ市ホームページからダウンロードすること。

いなべ市ホームページの入札契約情報

(<https://www.city.inabe.mie.jp/sangyo/nyusatsu/nyusatsukokoku/1014606.html>)

イ 閲覧期間

公告の日から令和 7 年 4 月 24 日(木)午後 4 時までとする。

(3) 参加申込書の提出期限、提出場所、提出方法

ア 提出期限

令和 7 年 4 月 24 日(木)午後 4 時

イ 提出場所

上記(1)に同じ。

ウ 提出方法

持参又は簡易書留により郵送にて提出すること。

持参の場合は、いなべ市の休日を定める条例（平成 15 年いなべ市条例第 2 号）第 1 条第 1 項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。

郵送の場合は、提出期限までに必着とする。また、発送前に担当部局へ電話連絡すること。

(4) 公告の内容についての質問書の提出期限、提出場所、提出方法、回答日等

ア 提出期限

令和 7 年 4 月 17 日（木）午後 4 時

イ 提出場所

上記(1)に同じ。

ウ 提出方法

質問書により、電子メールにて下記の電子メールアドレス宛に送信すること。なお、電子メールには下記の件名を記載することとし、送信後は、担当部局へ電話連絡すること。

電子メールアドレス koutsuu@city.inabe.mie.jp

電子メール件名 【質問書】 いなべ市地域公共交通実態調査・分析業務一
質問者名

エ 回答日

令和 7 年 4 月 22 日（火）

オ 回答方法

いなべ市ホームページの入札契約情報に掲載し、閲覧に供することにより回答する。

<https://www.city.inabe.mie.jp/sangyo/nyusatsu/nyusatsukokoku/1014606.html>

(5) 企画提案書の提出期限、提出場所、提出方法等

ア 提出期限

令和 7 年 5 月 20 日（火）午後 4 時

イ 提出場所

上記(1)に同じ。

ウ 提出方法

持参又は簡易書留により郵送にて提出すること。

持参の場合は、休日を除く。

郵送の場合は、提出期限までに必着とする。また、発送前に担当部局へ電

話連絡すること。

エ 提出部数

正本 1 部及び副本 6 部（写し可）

(6) 審査の実施日、実施場所及び審査方法

ア 実施日

令和 7 年 5 月 27 日（火）

詳細な時間等については、プロポーザル参加者に連絡する。

イ 実施場所

いなべ市役所

ウ 審査方法

提案された企画提案書に基づいて、委員会による審査を行う。

6 その他

(1) 手続において使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨とする。

(2) 契約保証金 要

ただし、いなべ市契約規則（平成 22 年いなべ市規則第 16 号）第 27 条第 1 項各号のいずれかに掲げる担保の提供をもって代えるとき、又は第 28 条第 1 項各号のいずれかに該当するときはこの限りではない。

(3) 契約書の作成の要否 要

(4) 関連情報を入手するための照会窓口 上記 5 (1) に同じ。

(5) 評価順位第 1 位の者を随意契約の相手方として、本業務の契約交渉を行う。

なお、評価点の合計が同点となる者が 2 者以上であるときは、上記 4 (2) エ、オ、カの評価項目の合計点が高い者と契約交渉を行うものとし、なおも同点となる場合は、くじ引きにより順位を決定する。

また、辞退その他の理由で契約を締結できない場合は、順次、次の評価順位の者を繰り上げて、その者と契約交渉を行うものとする。

(6) 本業務の契約金額は、金 11,489,500 円以内（消費税及び地方消費税額を含む。）とする。

(7) プロポーザルに係る費用は、参加申込者の負担とする。

(8) 審査の結果、選定されなかった者に対しては、その旨を書面にて通知する。

(9) 選定の決定に対する質疑は、受け付けない。

(10) 参加申込者が 1 者の場合でも審査を行い、委員会の評価において、評価合計点が 6 割未満と採点された場合を除き、随意契約の相手方として、本業務の契約交渉を行う。

(11) 本業務の契約者以外の企画提案書は返却する。

- (12) 契約締結者が提出した企画提案書は、いなべ市情報公開条例（平成 15 年いなべ市条例第 8 号）に基づく公開対象文書となる。
- (13) 企画提案書等の提出後において、企画提案書等に記載された内容の変更は認めない。
- (14) 契約の相手方として選定された者が、契約を締結するまでにいなべ市から入札参加資格停止措置を受けた場合は、契約を締結しないことがある。
- (15) プロポーザルの詳細は、本業務仕様書及び本業務公募型プロポーザル実施要領によるものとする。